

# 令和5年第10回 (10月)

## 定例教育委員会会議録

令和5年10月23日

荒尾市教育委員会



令和5年10月 定例教育委員会 議事録

1. 日 時 令和5年10月23日(月) 10時00分

2. 場 所 荒尾市役所43号会議室

3. 出席委員 教育長 浦部 眞  
委員 旭田 國浩  
委員 渡邊 義専  
委員 谷本 ひとみ

4. 欠席委員 委員 深浦 淳美

5. 出席事務局職員	学校教育課長	大塚 真史	教育振興課長	満永 一
	兼教育審議員			
	生涯学習課長	原口 富美	課長補佐兼学務係長	畑山 鉄也
	課長補佐兼学校給食センター係長	永吉 万寿美	課長補佐兼社会教育係長	馬場 理恵子
	指導主事	池田 祐樹	指導主事	村上 弦大
	指導主事	米村 光生	スポーツ推進係長	佐々 幸太郎
	少年指導センター所長	前田 偉知雄	教育政策係長	田中 彰

6. 傍聴者 無し

- 教育長
- 開会宣言 令和5年10月23日(月)10時00分
  - 会議成立の確認(過半数出席)
  - 議題、会議の日程等の承認
  - 会議録署名委員の指名(谷本委員)

1. 前回会議録の承認(署名:渡邊委員)
2. 議案及び審議結果

【議第41号 荒尾市少年指導センター地区指導員(若草会)の委嘱について(生涯学習課)】

**原案可決**

○議案概要

「荒尾市少年指導センター規則」第8条に基づく委嘱に関する審議。

○事務局説明(生涯学習課長)

○質疑

教育委員	桜山小学校と荒尾第三中学校のみ2名委員が選出されている理由は何か。
事務局	会長、副会長の選任校は会長、副会長とは別に1名を選出いただくため、会長、副会長の選任校である桜山小学校と荒尾第三中学校の2校は2名となっている。
教育委員	地区指導員について、地域から選出される指導員と若草会(学校)から選出する指導員の2種類に分かれているという認識でよいか。
事務局	委員お見込みのとおりである。なお、若草会選出の地区指導員は年5回、地域選出の地区指導員は毎月会議を行い、情報共有等を行っている。
教育長	若草会選出の指導員で実施する5回の会議の内容を教えて欲しい。
事務局	まず、5月に委嘱状交付と年間計画の共有を行う。続いて、7月に夏休み前の指導の在り方等に関する申し合わせ、9月に夏休み後の指導及び祭りの街頭指導等に関する申し合わせを行う。12月には地域選出の指導員との合同会議を行い、最後に翌年2月に年度のまとめ及び祭りの街頭指導に関する申し合わせ等を行うこととしている。

【議第42号 荒尾市放課後子どもプラン運営委員会委員の委嘱又は任命について(生涯学習課)】

**原案可決**

○議案概要

「荒尾市放課後子どもプラン運営委員会設置要綱」第3条及び第5条に基づく委嘱又は任命に関する審議。

○事務局説明（生涯学習課長）

○質疑

教育委員	放課後子ども教室は八幡小、有明小、桜山小の3校での実施ということでしょうか。
事務局	現在の実施校については委員お見込みのとおりである。令和5年度はこの3校に加えて中央小学校で開催に向けて準備を進めている。
教育長	基本的には空き教室を利用するというだけでよいか。
事務局	はい。加えて、校外での体験活動なども行っている。
教育委員	学童保育（放課後児童クラブ）との違いは何か。
事務局	放課後子ども教室は、低学年の児童を対象として週2回、下校時刻となる14:30頃から17:00までを活動時間としている。学童保育（放課後児童クラブ）は毎日の預かりであり、預かり時間も異なる。 なお、放課後子ども教室は文部科学省所管の事業、学童保育（放課後児童クラブ）は厚生労働省所管の事業であり、2本立てで実施されていた状況。これまでも国は一体的実施を推進しているが、子ども家庭庁が創設されたこともあり、今後一層推進されてくるのではないかと。
教育委員	放課後に子どもの見守りを行うための取組が2種類あり、今後は一本化される方向であるということか。
事務局	完全な一本化は難しいと考えるが、国の推進する取り組みに市独自の取り組みも織り交ぜながら、子どもの居場所づくりに努めたいと考えている。
教育委員	利用者の負担金はどのようになっているか。
事務局	放課後子ども教室は年額2,000円程度であり、主に材料費や保険料となっている。学童保育（放課後児童クラブ）は月額8,000円程度と把握している。
教育委員	放課後子ども教室は申込制か。
事務局	申込制である。活動期間は毎年6月から翌年2月頃まで、学校が開所している期間の実施となる。
教育委員	定員はどれくらいか。
事務局	20名程度である。
教育委員	どの学校も定員までの申込があっているのか。
事務局	八幡小学校は20名近くの申込があっている状況だが、他の2校については若干余裕がある状況である。
事務局	週2回の開催で預かり時間も学童保育（放課後児童クラブ）と比べて短いため、時間的に対応が可能な家庭でないと利用が難しいというところはある。
教育長	放課後子ども教室と学童保育（放課後児童クラブ）が一緒に活動した際の送迎に関することを少し説明してもらえないか。
事務局	合同実施をしている2校について、有明小学校については同じ校舎内におい

教育委員	て実施しているため、1階と2階での移動のみである。桜山小学校については、週2回の活動後に放課後子ども教室のスタッフが学童保育（放課後児童クラブ）の実施場所である小鳩幼稚園まで送り届けている。
事務局	新たに実施する中央小学校においても、学童保育（放課後児童クラブ）と合同実施をする際には放課後子ども教室のスタッフが送迎をする予定か。 はい。

【その他（1） 11月行事予定について】

○事務局説明

○質問

各委員	特になし。
-----	-------

【その他（2） 次回定例教育委員会の日程について】

○事務局提案

教育審議員	次回の令和5年第11回定例教育委員会は11月24日（金）10時00分から開催したいと思うがいかがか。
各委員	異議なし。
教育長	それでは、次回の令和5年第11回定例教育委員会は11月24日（金）10時00分から開催する。

教育長                      ○閉会宣言   令和5年10月23日（月）                      10時25分